

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部を次のように改正し、2021年7月1日から施行する。

改正前 (前略)	改正後 (前略)
<p>(普通回数乗車券の発売)</p> <p>第 39 条 旅客が、片道200キロメートル以内の区間の各駅相互間（ただし、山陽本線（新幹線）中新下関・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間にかかわるものを除く。）を乗車する場合は、当該区間に有効な11券片の普通回数乗車券を発売する。</p> <p>2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認める場合は、片道200キロメートルを超え300キロメートルまでの区間に対しても普通回数乗車券を発売することがある。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(通学用割引普通回数乗車券の発売)</p> <p>第 40 条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業又は試験のため、第39条に規定する区間を、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。）のもより駅までの区間について、通学用割引普通回数乗車券を発売する。</p> <p>(1) 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生</p> <p>(2) 通信教育を行う高等学校の生徒</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)</p>	<p>(普通回数乗車券の発売)</p> <p>第 39 条 旅客が、片道200キロメートル以内の区間の各駅相互間（ただし、山陽本線（新幹線）中新下関・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間にかかわるものを除く。）を乗車する場合は、当該区間に有効な11券片の普通回数乗車券を発売する。<u>ただし、下関発又は着となるものを除く九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間については、第40条及び別に定める割引の普通回数乗車券を除き発売を行わないものとする。</u></p> <p>2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認める場合は、片道200キロメートルを超え300キロメートルまでの区間に対しても普通回数乗車券を発売することがある。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(通学用割引普通回数乗車券の発売)</p> <p>第 40 条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業又は試験のため、第39条に規定する区間を、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。）のもより駅までの区間について、通学用割引普通回数乗車券を発売する。</p> <p>(1) 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生</p> <p>(2) 通信教育を行う高等学校の生徒</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)</p>

改正前	改正後
<p>第 290 条の 3 旅客は、第282条、第289条、第290条 <u>又は</u> 第290条の 2 に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から前条に定める取扱いに限りて請求することができる。</p> <p>2 旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合 <u>又は</u> 車両の故障等により列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。</p>	<p>第 290 条の 3 旅客は、第282条、第289条、第290条、第290条の 2 <u>又は第307条第 4 項</u> に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から前条 <u>又は第307条第 4 項</u> に定める取扱いに限りて請求することができる。</p> <p>2 旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合、<u>車両の故障等又は第307条第 2 項の規定による手回り品の内容の点検若しくは同条第 3 項の規定による協力の求めに応じたこと</u> により列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。</p>
(中略)	(中略)
(手回り品及び持込禁制品)	(手回り品及び持込禁制品)
<p>第 307 条 旅客は、第308条から第309条までに規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p>	<p>第 307 条 旅客は、第308条から第309条までに規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p>
(中略)	(中略)
<p>2 <u>旅客が、手回り品中に危険品又は前項ただし書第 2 号の規定による物品を収納している疑があるときは、その</u>旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。</p> <p><u>3 前項の規定により</u>手回り品の内容の点検<u>を求めた場合、これに応じない</u>旅客は、前途の乗車をすることができない。</p>	<p>2 前項ただし書<u>第 1 号又は第 2 号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、</u>旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。</p> <p><u>3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。</u></p> <p><u>4 第 2 項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第 1 項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第 1 項第 1 号イ、ロ及びハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。</u></p> <p><u>5 第 2 項及び第 3 項の規定による</u>手回り品の内容の点検<u>の求め及び協力の求めに応じない</u>旅客は、前途の乗車をすることができない。<u>点検後の指示に従わない場合も同様とする。</u></p> <p><u>6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。</u></p>
(中略)	(中略)

改正前	改正後
<p>(有料手回り品及び普通手回り品料金)</p> <p>第 309 条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、第308条第1項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 長さ70センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が、90センチメートル程度の容器に収納したもので、かつ、他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの</p> <p>(2) 容器に収納した重量が10キログラム以内のもの</p> <p>2 普通手回り品料金は、旅客の1回の乗車ごとに、1個について290円とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(有料手回り品及び普通手回り品料金)</p> <p>第 309 条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、第308条第1項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) <u>他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の</u>容器に収納したもの</p> <p>(2) <u>専用の</u>容器に収納した重量が10キログラム以内のもの</p> <p>2 普通手回り品料金は、旅客の1回の乗車ごとに、1個について290円とする。</p> <p>(以下略)</p>